

涌谷町宅内排水設備設置工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道事業及び農業集落排水事業における排水設備の設置をする者に対し、計画的な整備を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、予算の範囲内で、涌谷町宅内排水設備設置工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、涌谷町補助金等交付規則（昭和58年涌谷町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道等 公共下水道及び農業集落排水処理施設をいう。
- (2) 排水設備 汚水を下水道等に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。
- (3) 住宅 主に居住の用に供する建物又は建物の一部を居住の用のほか店舗の用に供する建物をいう。ただし、賃貸の用に供する住宅を除く。
- (4) くみ取り便所等 既設のくみ取り便所、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽をいう。
- (5) 改造等 建て替え、増築、改築又は移転により、くみ取り便所等を廃止し、下水道等へ接続することをいう。
- (6) 完了検査 涌谷町下水道条例（平成9年涌谷町条例第22号）第9条第1項又は涌谷町農業集落排水処理施設条例（平成13年涌谷町条例第6号）第9条第1項に規定する排水設備等の工事の検査をいう。
- (7) 主たる管渠 排水管の最上流ますから公共汚水ますまでの管渠をいう。
- (8) 町税等 町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。
- (9) 下水道使用料 公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料をいう。

(10) 排水設備計画等確認申請書 涌谷町下水道条例施行規則（平成10年涌谷町規則第4号）第4条の規定による排水設備等計画確認申請書（様式第1号）、涌谷町農業集落排水処理施設条例施行規則（平成13年涌谷町規則第1号）第4条の規定による農業集落排水設備計画確認申請書（様式第1号）のいずれかをいう。

(11) 排水設備等完成届 涌谷町下水道条例施行規則（平成10年涌谷町規則第4号）第5条の規定による排水設備等工事完成届（様式第4号）、涌谷町農業集落排水処理施設条例施行規則（平成13年涌谷町規則第1号）第7条の規定による農業集落排水設備等工事完成届（様式第6号）のいずれかをいう。

（補助対象工事等及び補助金の額）

第3条 排水設備の設置工事の補助対象及び補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助の対象建築物は、個人が所有する住宅とする。
- (2) 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、くみ取り便所等に改造等を行うための排水設備を設置する工事とする。ただし、下水道等への一部接続工事を除く。
- (3) 補助金の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - ア 住宅1棟当たり 5万円
 - イ 主たる管渠のうち、全区間から20メートルを減じて得た延長に1メートル当たり2,000円を乗じた額。ただし、算出した区間に1メートルに満たない区間があるときは、これを切り捨てるものとし、住宅1棟当たり5万円を限度とする。
- (4) 既設の単独処理浄化槽を撤去し、新たに排水設備を設置する場合には、上述の補助金に6万円を加える。

（補助金の交付の条件）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等の滞納がないこと。
- (2) 受益者負担金及び分担金の滞納がないこと。

(3) 水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。

(4) 住宅の設置工事を行う所有者又は世帯責任者。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宅内排水設備設置工事費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 排水設備等計画確認申請書の写し

(2) 排水設備等工事平面図の写し

(3) 排水設備等工事縦断図の写し

(4) 排水設備等工事調書の写し

(5) 浄化槽廃止届の写し(単独処理浄化槽を撤去する場合)

(6) その他町長が必要と認めた書類

2 前項の申請書は、当該申請に係る工事の排水設備等完成届提出の前に提出しなければならない。ただし、交付の対象は、要綱の施行日以降に提出した排水設備計画等確認申請者とする。

(補助金交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、宅内排水設備設置工事費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

2 町長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、その理由等を申請者に通知する。

(交付申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 町は、排水設備等完成届の前に申請が行われなかった場合、交付対象者の当該補助金に関する一切の権利を有しないものとみなす。

(実績報告)

第8条 補助金交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、工事完了後5日以内に宅内排水設備設置工事費補助金実績報告書(様式第3号)に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 排水設備等工事平面図(竣工図)・縦断図(竣工図)の写し

- (2) 補助対象延長が確認できる写真
- (3) 排水設備等工事調書の写し
- (4) その他町長が必要と認めた書類
(補助金の額の確定等)

第9条 町長は、前条第1項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、宅内排水設備設置工事費補助金交付確定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、宅内排水設備設置工事費補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。